

## 伊方発電所1号機 第3回定期事業者検査の実施について

伊方発電所1号機（廃止措置作業中）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、第3回定期事業者検査（廃止措置段階）を以下のとおり実施します。

定期事業者検査は、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）について、機能・性能の確認を行うものです。

### 1. スケジュール

- 定期事業者検査開始日 : 令和2年 8月26日  
定期事業者検査終了日 : 令和2年11月26日（予定）

### 2. 定期事業者検査を実施する主な設備

- (1) 発電用原子炉施設の一般構造  
(原子炉補助建家)
- (2) 原子炉本体  
(原子炉容器周囲のコンクリート壁等)
- (3) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  
(使用済燃料ピットクレーン、使用済燃料ピット等)
- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設  
(補助建家排気筒等)
- (5) 放射線管理施設  
(補助建家排気筒ガスモニタ等)
- (6) 原子炉格納施設  
(原子炉格納容器等)
- (7) その他主要施設  
(補助建家給気ファン、消火栓等)

以 上